

(2017年10月25日制定)

(2018年7月6日改訂)

(2022年11月19日改訂)

SoundUD コンソーシアム規約

1 名称

本コンソーシアムの名称は、「SoundUD コンソーシアム」（以下、「本コンソーシアム」という。）とする。

2 目的

本コンソーシアムは、言語や音に関するユニバーサルデザイン「SoundUD」を推進・普及することを目的とする。

3 活動

本コンソーシアムは、前条の目的を達するために、次の活動を行う。

- ① 目的に賛同する法人、団体、自治体等の活動サポート
- ② SoundUD の様々な業界での展開状況や利用状況に関する情報共有
- ③ 関連する社会ニーズおよび、技術シーズの集約およびSoundUD への反映
- ④ SoundUD 対応製品、サービスの導入促進による利用エリア、ユーザーの拡大
- ⑤ SoundUD 関連技術、システムの標準規格化と製品化、サービス化の促進
- ⑥ その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

4 会員

(1) 会員

本コンソーシアムの会員は、第2条の目的に賛同する法人、団体、自治体とする。

(2) 入会

本コンソーシアムの入会を希望する者は、入会手続きに従い、事務局の承認を受けなければならない。

(3) 退会

本コンソーシアムの退会を希望する者は、退会届を提出し、事務局の受理をもって退会するものとする。また、会員として相応しくない行為があった場合は、事務局は当該会員を除名することができる。

(4) 権利

会員は、以下の権利を有する。

- SoundUD 会員サイトへのアクセス
- SoundUD ロゴの利用
- 総会への参加

5 オブザーバー

官公庁等の公的機関、他協議会・協会等（4(1)会員を除く）は、事務局の依頼を受けて、オブザーバーとなることができる。オブザーバーは総会に参加することができる。

6 総会

総会は、定期総会を年1回開催するほか、事務局が必要と認めたときに開催し、活動計画及び実績報告等を行う。総会の議事は、必要に応じて、電子メールによる方法に代えることができる。

7 責務

(1) 事務局は、故意または重過失がある場合を除き、本コンソーシアムの活動に関して行った行為について責任を負わない。

(2) 会員は、本コンソーシアムの活動に関して行った行為により本コンソーシアム、他の会員又は第三者に損害を与えたときは、自己の負担と責任において損害の賠償その他の措置を講じるものとする。

8 事務局

本コンソーシアムの事務局は、ヤマハ株式会社に置く。

9 連絡網

事務局は、入会届の情報にもとづき、連絡網（メーリングリスト等）を用意し、運用するものとする。

10 会期

本コンソーシアムの会期は定期総会翌日から次の定期総会当日までとする。

11 解散

本コンソーシアムは、事務局が本コンソーシアムの目的を達したと判断したときに解散するものとする。

12 雑則

この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営上必要な事項は、事務局が別に定めるものとする。

附則 この規約は、設立の日（2017年10月25日）から施行する。

附則 この規約は、2018年7月6日に改訂、同日から施行する。

附則 この規約は、2022年11月19日に改訂、同日から施行する。